

大学学部等の在学年限又は修業年限の昭和二十年度臨時
短縮に関する件（文部省令第三号）制定

〔昭和二十年三月〕

発文八号 定決裁 月 日 文書課長 送 発 月 日 起案者
（荻原）印

昭和二十年一月六日起案 審査掛

文書課長
（中根）印

大臣
（二宮）花押

次官
（藤野）印

総務局長
（永井）印

専門教育局長
（阿原）印

国民教育局長
（伊藤）印

会計課長
（岡田）印

審查委員
（今井）印

政務次官
（今井）印

参与官
（三島）印

省令案
（大野）印

文部省令第三号
（注記1）

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和二十年度臨時短縮二
関スル件左ノ通定ム

昭和二十年三月 日

文部大臣

（下）札

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和二十年度

附 則

臨時短縮ニ関スル件

第一条 昭和十六年勅令第九百二十四号第一条第一項及附則第

二項並ニ専門学校令第八条第一項ノ規定ニ依り大学医学部医学科及医科大学ノ在学年限並ニ師範学校男子部本科、高等師範学校、女子高等師範学校、青年師範学校男子部及専門学校

ノ修業年限ハ昭和二十年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者

ニ付夫々六月之ヲ短縮ス但シ樺太ニ於ケル青年師範学校男子

部、官公立ノ工業専門学校第二部、明治工業専門学校、東京外事専門学校及東京美術学校本科ヲ卒業スベキ者ニ付テハ此

ノ限ニ在ラズ

第二条 左ニ掲タル学校又ハ教員養成所ノ修業年限ハ昭和二十年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付六月之ヲ短縮ス

一 専門学校ニ於ケル修業年限三年以上ノ研究科及別科

二 臨時教員養成所

三 実業学校教員養成所

四 実業学校ニ於ケル修業年限三年ノ専攻科

五 専門学校令第五条ノ資格ヲ以テ入学資格トスル修業年限

三年ノ学校又ハ前号ノ実業学校ニ準スベキ学校ニシテ私立学校ニ依リ設立セラレタルモノ

第三条 本令ニ依リ短縮セラレタル修業年限ハ中学校高等女学校教員検定規程第七条第二号、私立医学専門学校指定規則第

二条第二号及昭和二年文部省令第二十四条第二条ノ適用ニ付テハ短縮セラレザルモノト看做ス

本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

理 由

大学医学部医学科等ノ在学年限又ハ修業年限ハ昭和十九年度ト同様ノ理由ニ依リ本年度ニ於テモ之ヲ短縮スルヲ適當ト認ムルニ依ル

(参 照)

昭和十六年勅令第九百二十四号(大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件)(抄)

新旧対照

第一条 大学令第十条、第十二条若ハ第十六条、師範教育令第四条、第十四条若ハ第二十三条又ハ専門学校令第六条若ハ第八条第二項ノ規定ニ依ル大学学部等ノ在学年限又ハ師範学校男子部本科、高等師範学校、女子高等師範学校、青年師範学校若ハ専門学校ノ修業年限ハ夫々六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得

前項中大学令又ハ専門学校令トアルハ夫々朝鮮教育令、台湾教育令及在閩東州及滿州国帝国臣民教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモノトス^(加筆)モノトシ師範教育令トアルハ台湾教育令及在閩東州及滿州国帝国臣民教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモノ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ大学学部ノ在学年限ニ関シテハ昭和十七年四月以前ニ入学シ引続キ在学スル学生ニ付、師範学校男子部本科、高等師範学校、女子高等師範学校、青年師範学校又ハ専門学校ノ修業年限ニ関シテハ昭和十九年四月以前ニ入学シ引続キ在学スル生徒ニ付之ヲ適用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参考〕
〔加筆〕

●文部省令第八十号

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十九年度臨時短縮二
関スル件左ノ通定ム

昭和十八年十一月二十五日

定ニ依ル第四学年に在学スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ」

第一条 左ニ掲タル学校又ハ教員養成所ノ修業年限ハ昭和十九年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付六月之ヲ短縮ス

一 専門学校ニ於ケル修業年限三年以上ノ研究科及別科

二 臨時教員養成所

三 実業学校教員養成所

四 修業年限三年ノ青年学校教員養成所

五 実業学校ニ於ケル修業年限三年ノ専攻科

六 専門学校令第五条ノ資格ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ学校又ハ前号ノ実業学校ニ準ズベキ学校ニシテ

私立学校令ニ依リ設立セラレタルモノ

〔抹消〕 第三条 左ニ掲タル者ノ修業年限ハ昭和十九年度ニ卒業スベキ者ニ付三月之ヲ短縮ス

一 実業学校ニ於テ中等学校令第二十条ノ規定ニ依リ国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年以上ノ課程、国民学校高等科一年修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年以上ノ課程又ハ国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上（夜間授業ヲ為スモノハ修業年限四年以上）ノ課程ニ在学スル者

二 私立学校令ニ依リ設立セラレタル実業学校ニ準ズベキ者ニシテ前号ノ規定ニ準ズルモノ

第三条 本令ニ依リ短縮セラレタル修業年限ハ中学校高等女学校教員検定規程第七条第二号、私立医学専門学校指定規則第二号、大正七年文部省令第三号第一条第四号及昭和二

第一条 昭和十六年勅令第九百二十四号第一条第一項及附則第二項、昭和十八年勅令第一百十一号附則第二項並ニ専門学校令第八条第一項ノ規定ニ依リ大学学部ノ在学年限並ニ大学予科、高等学校高等科、高等師範学校、女子高等師範学校及専門学校ノ修業年限ハ昭和十九年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付夫々六月之ヲ短縮ス〔但シ工業専門学校第二部、明治〔但シ〕工業専門学校第二部、明治工業専門学校及東京美術学校本科ノ昭和十九年文部省令第三十八号附則第二項ノ規

第四条 本令ニ依リ短縮セラレタル修業年限ハ中学校高等女学校教員検定規程第七条第二号、私立医学専門学校指定規則第二号、大正七年文部省令第三号第一条第四号及昭和二

年文部省令第二十四号第二条ノ適用ニ付テハ短縮セラレザル
モノト看做ス

附 則

本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和十六年十月十六日公布勅令第九百二十四号ハ大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件、同十八年三月八日公布勅令第百十一号ハ前号中改正ノ件、大正七年二月二十八日文部省令第三号ハ

高等試験令第七条及第八条ニ関スル件及昭和二年十一月十七日同第二十四号ハ計理士法第三条ニ依ル学校認定ニ関スル件ナリ

〔参考〕^(加筆)昭和十八年勅令第百十一号附則第二項

本令施行ノ際現ニ大学予科又ハ高等学校高等科ニ在学スル生徒ニ付テハ其ノ修業年限ノ短縮ニハ第一条ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

専門学校令

第八条第一項

官立専門学校ノ修業年限ハ学科、学科目及其ノ程度、教授訓練並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

中学校高等女学校教員検定規程
第七条第二号

左ノ各号ノ一二該当スル者〔ニシテ卒業〕ハ文部大臣ノ適ト認メタル学科目ニ関シ無試験検定ヲ受クルコトヲ得

二 第五条各号ノ一二該当スル者ニシテ卒業者ノ教員無試験検定ニ關シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル公立、私立学校ニ入り三箇年以上在学シ〔タル〕〔テ〕卒業シタル者

私立医学専門学校指定規則

第二条第二号

指定ヲ為スヘキ学校ハ左ノ各号ニ該当シ文部大臣ニ於テ其ノ管理及維持ノ方法確實ニシテ、其ノ成績佳良ト認ムルモノニ限ル

〔参考〕^(加筆)二 必修学科目トシテ少クトモ解剖学^{実習}、生理学、病理学、薬物学、内科学^{臨床講}、外科学^{臨床講}、眼科学^{臨床講}、産科学^{婦人科学}、臨床講、議共^{衛生學}、細菌学、法医学ヲ教授シ修業年限四箇年以上ナルコト

昭和二年文部省令第二十四号

〔計理士法第三条ニ依ル学校認定ニ関スル件〕

第二条 文部大臣ニ於テ認定ヲ為〔シタル〕〔スペキ〕学校ハ中学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノモノ若ハ之ト同等以上ノモノトス

参考

●臨時教員養成所規程（省令）

第二条 臨時教員養成所ノ修業年限ハ三年トス

○実業学校規程（省令）

第十五条 専攻科ノ修業年限ハ一年又ハ二年トス但シ特別ノ事アルトキハ三年ト為スコトヲ得

●実業学校教員養成所ノ修業年限ハ各養成所学則ニ規定セラル

師範学校令（抄）

附則第四項

昭和二十一年度迄ニ師範学校女子部本科ニ入学シタル生徒
(文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク)ニ付テハ、其ノ修業年限ハ第

四条ノ規定ニ拘ラズ二年トス

〔抹消〕
附則

昭和十九年勅令第八十一号附則第三項

昭和十九年度ニ於テ青年師範学校女子部ニ在学スル生徒及樺
(太)大ニ於ケル青年師範学校ノ男子部第二学年ニ在学スル生徒
(文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク)ニ付テハ其ノ修業年限ハ第二

十三条ノ規定ニ拘ラズ二年トス

(注記1)

「二九」(簿冊内件名番号)

(下札)

「年限 / 枚数 / よ」

〔昭18年至昭20年 文部省⁵⁹ 第7冊 学生生徒總規 3A, 32—6, 2456〕